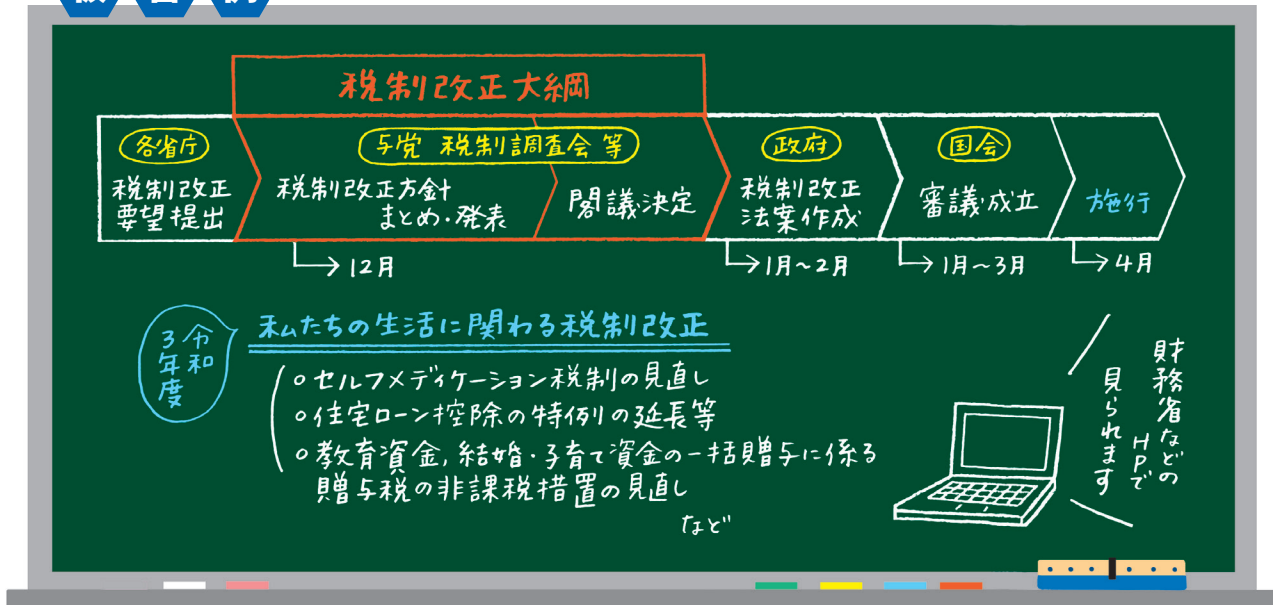


税制改正大綱って何?

文：大江 英樹

板書例



私たちが様々な形で納めている税金は、日々変化する社会情勢等に応じて、毎年制度が見直され、改正されます。一般的に税金というものは、私たちの生活や生産・消費活動に全て関連のあることなので、その改正される項目は非常に多岐にわたります。「改正」というのは具体的に言えば、減税や増税のように税率や課税対象等を変えること、あるいは新たな税金を導入したりすることです。各省庁はこうした税制改正に関する要望を提出し、それらを元にして、与党の税制調査会が中心となって翌年度以降の税制改正の方針をまとめます。これが「税制改正大綱」と言われるものです。税制改正大綱は、いわば税制に関する法律改正のたたき台とも言えるでしょう。毎年12月中旬に翌年度分の税制改正大綱が閣議決定されることになっています。昨年（2020年）は12月21日に税制改正大綱が閣議決定されました。

政府はこの大綱をもとに税制改正法案をつくり、翌年1月召集の通常国会に提出します。現在開かれている通常国会において審議され、法案が成立すると4月すなわち翌年度から新しい税制が施行されるということになります。

「税制改正大綱」は財務省のホームページで見ることができます。「令和3年度税制改正の大綱」と題したファイルがアップされていますが、これは109ページにも及ぶ文書で、全てに目を通すことは大変です。同じホームページ上に「税制改正の大綱の概要」*と題された資料があり、こちらは4ページにまとめられていますので、まずはこれに目を通すのが良いでしょう。

さらに、各省庁のホームページでもその省に関連する部分については詳しい資料が掲載されていますので、自分が知りたい項目を確認した上で見に行くのが良いでしょう。

医療や雇用、教育資金など、身近な税制改正も

例えば私たちの生活に直接関わる部分が多い厚生労働省のホームページには、医療関連についての税制改正や、私たちには身近な「セルフメディケーション税制」について、期間の延長や手続の簡素化といった項目が列挙されています。雇用関係でいうと、「心身障害者を多数雇用する事業所に対する特例措置の延長」等が記載されています。また、老後資金に関連する話では、確定拠出年金の掛金を出す仕組が改正されます。具体的には、今まで一律に評価して決められていた掛金額の決め方を改め、企業年金の掛金の実態を反映することによって、公平できめ細かな算定方法へと変更するといったことです。

また、このほかにも「住宅ローン控除の特例の延長等」や「退職所得に対する課税」については一定の条件の下、「退職所得控除額を控除した残額のうち 300 万円を超える部分について2分の1課税を適用しない」といった措置が講じられています。さらに教育に関連する項目も、教育資金の贈与に対する税金について改正措置がありました、具体的には、祖父母等から孫等に対して一括贈与された教育資金を受けた場合の贈与税の非課税措置について、所要の見直しを行った上で適用期限を2年延長するとされています。いずれも私たちの暮らしには影響のある部分です。

実際に法案が成立する前の年の12月からこうした税制改正大綱の内容が発表されるため、翌年度からの私たちの生活には様々な影響が出てくることをいち早く知ることができます。仕事に関係する部分であればもちろんですが、生活についても関係する項目がたくさんありますので、年末には関心を持ってみてはどうでしょうか。

※ 令和3年度税制改正の大綱の概要

https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2021/03taikou_gaiyou.pdf

- 内容については万全を期しておりますが、配信時現在の情報を基に執筆していること、執筆者個人の見解も含まれていることをご理解のうえ、ご利用ください。